

# 中野区教育委員会会議録

令和2年第30回定例会

令和2年11月6日

中野区教育委員会

令和2年第30回中野区教育委員会定例会

○日時

令和2年11月6日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時12分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

○欠席委員

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 板垣 淑子

子ども教育施設課長 塚本 剛史

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

11人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第47号議案 平和の森小学校移転用地及び道路用地の買入れに係る意見について

2 報告事項

(1) 事務局報告

- ①旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について（子ども・教育政策課）
- ②令和3年度中野区立学校の儀式的行事等の日程について（指導室）
- ③令和3年度中野区立学校における学校教育の指導目標について（指導室）
- ④学校給食における事故について（学校教育課）
- ⑤修学旅行の代替事業について（学校教育課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので教育委員会第 30 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は渡邊委員にお願いをいたします。

本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

最初に議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目、第 47 号議案「平和の森小学校移転用地及び道路用地の買入れに係る意見について」を上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは第 47 号議案「平和の森小学校移転用地及び道路用地の買入れに係る意見について」につきまして、ご説明をいたします。お手元の議案をご覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、平和の森小学校移転用地及び道路用地の買入れについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき区長から意見を求められたので意見を申し出るものでございます。

意見といたしましては、別紙案文について同意するというものでございます。別紙案文をご覧いただきたいと思います。

1 「買入れの目的」でございます。平和の森小学校移転用地及び平和の森公園周辺地区地区計画区画道路第 2 号用地。

2 「土地の所在」でございます。東京都中野区新井三丁目 45 番 1。別図がございまして、この別図の網掛けをした箇所が該当の土地でございます。

3 「土地の種類及び面積」でございます。宅地 1 万 5, 584. 53 平方メートルでございます。

4 「取得価格の限度額」でございます。113 億 6, 112 万 3, 000 円でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いをいたします。

渡邊委員

学校をつくるという話が、これでいよいよスタートというような形だと思えるのですが、時期的にも特にトラブルなく取得できると思ってよろしいのでしょうか。

子ども教育施設課長

現在、土地の所有者である国の財務省の方とも適宜協議を進めているところでございます。今回、このタイミングで議案に上げさせていただきましたのは、その協議がおおむね整ったことから、こういった形で議案を出させていただいておりますので、ここでご承認いただければ、速やかに売買契約に向けた手続に入っていけるものと認識してございます。

渡邊委員

ありがとうございます。

小林委員

この件に関してはこれまでもいろいろと協議を重ねてきています。今回、こういう形で実際に土地を買入れるということで、こうした相当な価格になっているわけですが、こういったものは国との協議ということですが、参考までに教えていただきたいのですが、こういう価格というのは一般的にどういう形で提示されるのか。どういう相場というか、そういうものがあるのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

子ども教育施設課長

あくまでも一般的な考え方でございますけれども、土地の公示価格、そういったものから土地の形状、周辺状況、そういったところを土地価格の鑑定士のほうに依頼を出した上で、適正な購入価格というものを定めていく、そういった流れでございます。

小林委員

わかりました。

教育委員会事務局次長

先ほど、子ども教育施設課長のほうからご説明させていただきましたが、教育委員会における同意の議決後、区議会定例会で一つの議案として提案しまして、ご同意いただいた後、手続的には契約という運びになりますので、よろしく申し上げます。

入野教育長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 47 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に、報告事項に入ります。

委員活動報告に関して事務局からの報告は特にございませんが、各委員からの活動報告がありましたら、よろしく願いいたします。

渡邊委員

昨日、私は用事があって美鳩小学校に行つてまいりました。美鳩小学校に校庭ができました。フランス製の人工芝だということで、本当に一度皆さんにも見ていただきたいというか、非常に美しい。まず、最初に見た瞬間に国立競技場に来たのではないかというぐらいきれいです。広さは違うのですけれども、駒沢の会場と同じような、非常に美しく、ラインもきれいで、それで、歩くと少しふかふかしているのです。その感触もすごくいいと。養護の先生に聞くと、「人工芝のときには転んだらやけどをするんだ」と言っていたけれども、明らかに転んできた子が、もう既にいらっしゃるようなのですけれども、ほとんどけがをしていないと。だから、そういう意味では、むしろけがが少ないのではないか。子どもたちもかなり喜んでいる様子ということで、本当に素晴らしいものなのだなど。新しい技術、新しいものというのはいろいろと開発されて、いいものがあるのだなど感じました。

これから学校をつくっていく上でも、やはり子どもたちの学習環境といった意味では、いいものをどんどん取り入れてやっていっていただきたいなと思います。ぜひ機会があったら、外から見ただけでも価値がある、そのような校庭ですので、ぜひお近くに行ったら見ていただきたいと思っております。

以上です。

入野教育長

同様に、校庭の整備が遅れておりましたみなみの小学校についても、人工芝でスタートを切ったようでございます。ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

それでは、私のほうから。10月30日に中野区表彰式、自治功労、納税功労、社会教育功労ということで表彰された方、感謝状をいただいた方5人の式に列席してまいりました。今年は人数も少なく、やはり新型コロナウイルス感染症のこともございましたし、小規模で換気にも気をつけて行われたのですけれども、いずれにしましても、長年子どもたちのことも含めてでございますけれども、区のことに対しましていろいろご尽力いただいた方に感謝申し上げます。ご報告申し上げます。

それでは、その他発言がなければ委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

次に事務局報告に入ります。

事務局報告の1番目「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況」につきまして、お手元の資料によりましてご報告をさせていただきます。

旅館業法第3条第4項の規定に基づく保健所長から教育委員会への意見の求めに対しまして、従前の例による教育委員会の意見の申出につきまして、7月から9月の期間におきまして、旅館・ホテル営業につきまして1件ございましたので、ご報告をさせていただきます。

教育委員会としての意見といたしましては、①、②、③のとおり従前同様、清純な施設環境の維持と運用ルールの確立、地域の良好な生活環境を保つための体制の確保や当該施設の管理者への指導、ルールの徹底、責任をもって管理されることを要請するというものでございます。

該当の場所といたしましては、南台4丁目、旧みなみの小学校の場所から65メートルの位置ということでございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

念のための確認なのですが、これまでも時折こういうことがあって、早いところはもう1年、2年たってきたかなと思うのですが、ここまでも学校のほうでこういうことが困ったとか、子どもたちに放課後とか影響があったなどの報告というのはないと考えてよろしいでしょうか。

子ども・教育政策課長

具体的にそうした支障を来したといったような報告は特にいただいてございません。

小林委員

この件に関しては、以前はもう少し件数も多くて、今は社会的な情勢から件数も少なくなっていると思うのですが、本件に関して何か学校サイドからの意見というのでしょうか、そういうものを特段ここで報告しておいていただきたいというようなことがあったら、教えていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

子ども・教育政策課長

学校からの具体的な意見としましては、一般的な、これまで教育委員会としてお願いをしております管理の徹底ということについて、学校としてそうしたことをお願いしたい。また、周辺の環境への、地域の方々への影響もありますので、そうしたことにつきましても引き続きルールの徹底、そして責任をもって管理を行っていただきたい。そうしたご意見をいただいております。

小林委員

学校が一番、実際には当事者というか、様々なことで状況に応じて対応をしたりとかということがあると思いますので、学校の意見というのは尊重すべきことかなと思います。

もう一つ、実はこれと同じような形で、ほかの区で、やはり学校の隣の敷地にこういうものができたという、中央区の学校の様子を私は聞いたことがあるのですが、これは学校もさることながら、かなり地域、町会が相当な力を発揮して、現実には営業を断念したような事例を伺ったことはあります。

営業を阻害するということは主たる目的ではないわけなのですが、やはり地域の力はすごく大きいと思うのですね。町会とか、地域のそういう受けとめ方とか、そういう



ものを、今まであまり私どもは伺っていなかったので、地域の方々がどういうふうにかこれ  
を捉えているのか。そういうこともまた今後ぜひ、こういったことがあった場合には、わ  
かる範囲で結構ですので、状況をお知らせいただければありがたいなど。

以上です。

入野教育長

ここにつきましては、旧みなみの小学校と書いてあるように、今、みなみの小学校はも  
う新しい校舎に移っておりますけれども、今後、この後に仮校舎として入る、南台小学校  
のことがございますので、十分その経過も見ていきたいなと思っております。

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

続いて事務局報告の2番目「令和3年度（2021年度）中野区立学校の儀式的行事等の日  
程について」の報告をお願いいたします。

指導室長

令和3年度中野区立学校の儀式的行事等の日程についてご報告いたします。

資料をご覧ください。

例年どおり、学校の管理運営規則に従い設定されております。

この中で今後、変更される可能性がありますのは、小中学校の後期の始業式でございま  
す。現在、後期の始業式は小中学校とも10月12日火曜日になっています。これは、規則  
どおり10月の第2土曜、日曜と翌月曜のスポーツの日の3日間を秋季休業日としているか  
らでございます。しかし、今年度は、オリンピック・パラリンピック大会の関係で、スポー  
ツの日が7月24日に移ったため、秋季休業日は10月の第2土曜日、日曜日の2日間とな  
りました。

オリンピック・パラリンピック大会は、来年度に延期されましたが、スポーツの日の扱  
いにつきましては、現時点では何も指示がございません。よって、現時点では管理運営規  
則どおり秋季休業日を3日間として、後期始業式を10月12日火曜日としております。

今後、今年度同様にスポーツの日が7月に移動することなどがございましたら、委員の  
皆様にお申し、後期の始業式を10月11日月曜日に変更することもございますので、ご  
承知おきいただければと思います。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

#### 渡邊委員

新型コロナウイルスの感染拡大の状況下において、果たしてまた今度も始業式、入学式その他等重要な行事を行えるかどうかというのは、非常にまだ流動的な部分があるのかなと思ってとても不安を感じております。

粛々と予定をこなしてやるべきことをやっていくということは仕方ないのですが、小林委員もよく言われているように、私も、意味は違うのかもしれないのですが、こういう機会に際して、厳粛な儀式であるのですが、もう少しこういった儀式のあり方、やり方というものをもう1回しっかりこういうところで考えていく必要があるのかなと。それぞれの学校の工夫というのもあるのですが、そこも重要ですが、やはり改めて、まず一番は意味合いですよね。その意味合いをよく考えて、それでどうやっていくべきか。昔からずっと同じやり方で通ってきて、それが本当にいいのかなのかということ、こういったところで時代とともに考える時期が来たのかなと感じております。

学校の現場は大変でしょうけれども、ぜひそういった形で工夫をして、なおかつ意味のある厳粛な儀式として捉えられる行事としていただければなと思っておりますので、私の感想と意見という形で言わせていただきました。

以上です。

#### 入野教育長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がございませんので、本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の3番目「令和3年度中野区立学校における学校教育の指導目標」についての報告をお願いします。

#### 指導室長

令和3年度中野区立学校における学校教育の指導目標についてご報告いたします。このことにつきましては、毎年この時期に示して、次年度の学校教育の方向性やその重点を明らかにするとともに、各校での次年度の教育課程編成に反映させようとするものでございます。

ここでは主な項目に絞りまとめておりますので、具体的で詳細な内容や取扱い等につきましては、教育課程届出説明会資料として各校に配布し、説明する予定でございます。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

まず、「指導目標」でございますが、これまで知・徳・体から成る生きる力、特に本区では、「徳」に関わる生命尊重や人権尊重など心の教育を重視して記述してまいりましたが、今年度は、予測困難な時代の中、「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」という中野区教育委員会の教育理念のもと、これまで中野区の学校が積み重ねてきた教育成果を継承、発展させながら、新しい時代を見据えた学校教育を創造していくというコンセプトで、端的に申し上げますと、「不易と流行」に留意した目標を立てさせていただきました。それが資料の中の四角で囲まれている中にある二つの目標でございます。

その目標を受けまして、基本方針では、「不易」に当たる1「これまで積み重ねてきた教育の継承・発展」として、これまでどおり自他の生命を重視した人権尊重教育を最上位に掲げながら、知や体に関わる生きる力もバランスよく育んでまいります。

「流行」に当たる2「新しい時代の学校教育の創造」では、新しい時代を見据えた学習指導要領の理念やGIGAスクール構想が目指していることを実現することにより、子どもたちに様々な社会変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となるために必要な生きる力を育んでまいります。

令和3年度の重点は、基本方針で掲げたことのうち、特に重視していく九つのことを挙げさせていただいております。

1には、やはり「豊かな心を育む教育の充実」を掲げております。

2の「安心して生活できる学校の実現」では、今年度、条例化を目指しているいじめの防止を掲げました。

そして3「一人ひとりの能力を最大限に伸ばす教育の実現」では、GIGAスクール構想により一人一台端末の時代を迎える中、一人ひとりの児童・生徒にその状況に応じた学びを実現してまいります。

4以下につきましては、これまでも取り組んできた内容ではございますが、引き続き充実、さらに発展させてまいります。

先ほど「不易と流行」という言葉を使い、便宜上カテゴライズさせていただきましたが、それぞれの具体的取組がはっきりとどちらかに分けられるというわけではありません。何かの取組をする場合には、これまで積み重ねてきた教育の成果を継承しながらも、決して硬直化することなく、新しく大胆な視点で変革していくことも大切だと考えております。

また、8の「健やかな体と健康で安全に生活する力の育成」につきましては、現在、最

大の課題の一つとなっております感染症への正しい理解と主体的な健康管理に努めることを挙げさせていただいております。

今後もこのようなことを学校には周知徹底し、来年度の教育課程編成にも結びつけてまいりたいと思います。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

伊藤委員

いじめのことも詳しく書いていただきましたし、最後にお話しいただいた主体的な健康管理ということも大変重要だと思いますので、よい目標が入ってよかったと思っております。

ただ1点気になったのが、何カ所かに関わることで、これからの変更ができるのかわからない前提でお話はするのですけれども、ICTを使った学習というのが個別学習という形で想定されていて、対面学習と個別学習は並び合う言葉ではないというか、対比される言葉ではないと思うのですが、全体に対比的に扱われているのですけれども、私の理解では、ICT機器というのは、もちろん家庭での個別学習にも便利に使えらと思えますが、そうした主に定着、反復練習としての使用ということのみならず、例えばICT機器を使った創造的なプログラミング的な活動もできますし、グラフィック的な機能を使った表現活動もできますし、思考が見える化をすることによる思考活動ですとか、あとは、授業中にもリアルタイムで同時的に意見収集ができますので、対話的な活動などに大変便利に使えら機器だと理解しております。

ですので、例えば、表面の2の「新しい時代の学校教育の創造」で、ICT機器を活用した学習と対面学習を組み合わせるとありますと、ICT機器は対面学習には使われないという文章になってしまうのですけれども、そこはそういうことだったのかなということと、公正に個別に最適化されるという言葉の意味は、どういうことなのかなと思いましたが、あと裏面の3に行きまして、「ICT機器を使うことではなく」とあります。恐らくこれは単純にICT機器を使うことではなくてということだと思いますし、私が先ほど申し上げた理解に立ちますと、主体的、対話的で深い学びを推進するということだと思います。個別の学びをICT機器を使って、個別に家庭でやるのだということではなく、ICT機器を活用して、主体的、対話的で深い学びを推進していくということによって一人

ひとりの児童の力が最大限に伸ばされるということではないかなと思いますので、ちょっと疑問に思いました。

そのあとも、一人一台端末を活用して、対面学習と個別学習を効果的に融合させると書いてあるのですけれども、やはり対面学習の中に個別の時間もあると思いますし、ここもどうなのだろうと思ったのですね。

あと、その次の「新しい時代に必要となる資質・能力」というところでも、これはいいのかもしれないですけど、一人ひとりの学習状況、確実な習得ということで、やはり定着学習ということが割と限定的に想定されているような文章に結果的になっているので、ここは、4はそのままでいいのかもしれませんが、そのあたり。もう来年の目標は、ICTは家庭での個別学習なのだということであればいいかとは思いますが、疑問に思いましたので、述べさせていただきました。

指導室長

委員のおっしゃっていること、よくわかりました。ありがとうございます。まず結論から申し上げますと、誤解が少しでもないよう、単純にそれが図式化されないように、言葉を精査して示してまいりたいと思います。

委員がおっしゃるとおり、家庭で全てが個別学習で、学校では個別学習をやらないとか、そういうことは一切思っておりませんし、みんなが学校で集まった場面でも個別学習もありますでしょうし、対面で共同しているときにも当然、ICT機器を効果的に使った共同学習があると思っておりますので、そこは精査させていただいて、今、いただいたご意見を踏まえてもう1回見直してみたいと思います。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

小林委員

各学校が教育課程を編成する際に、この学校教育の指導目標を参考にとするか、これを活用し、生かしながら自校の教育をどうしていくかということそれぞれを考えていくと思います。

内容的に今、伊藤委員のご指摘のとおり、文言については様々精査する部分があるかもしれませんが、ただ、全体を見て、大事なことがたくさん書いてあるのですけれども、その大事なことの幾つかの中で、学校がどう選択するかということになってくるのかなとも思うのですが、私はやはり教育委員会としてのある意味で選択と集中というのでしょうか、

やはり令和3年度は、ここはぜひしっかりといい意味で穴を開けて風をしっかりと通して  
いって、実践に結びつきたいという部分をもう少し色濃く出してもいいかなというような  
気はしています。

ローマ数字のⅡの基本方針の1番の「これまで積み重ねてきた教育の継承・発展」と来  
てしまうと、非常に、これまでやってきたことを同じようにやればいいんだみたいな、そ  
ういう印象をやはり持たれてしまうと思うのですね。もちろんこれまでやってきたことの  
よさはしっかりと今、指導室長が言われているように不易と流行の不易に当たる部分で押  
さえなければいけない部分があるのですけれども、やはりどちらかという、2番の「新  
しい時代の学校教育の創造」というか、いわゆる新たに創造していく部分を私は強調した  
いなと思うのですね。

これまでいろいろな機会でお話をしてきましたけれども、今年度は前年度から引き続い  
て、これまで予想もしなかったような感染症への対策で学校教育の根幹を見直すような危  
機的な状況を迎えたわけですね。その中で、一体何が大切なのか、何を優先すべきなのか、  
そういったことを考えたときに、これまで積み重ねてきたことというよりも、むしろそれ  
はただ生かすものであって、今後新しい学校のスタイルをつくっていくのだという、特に  
公立学校のそういったものをつくっていくのだというコンセプトを私は打ち出していきたい  
というか。この出だしの文言で私自身は心が折れてしまうような気がするのですね。で  
すから、やはり、この一番最初に来る文言というのは、教育委員会全体の願い、中野区  
の子どもたちにどういう教育を進めていくかという願いを凝縮したような言葉であってほ  
しいなと感じました。

もちろんこの中身はそれぞれ大事なことばかりですので、ただ、繰り返しになりますが、  
できたらやはり私たちがもう一度教育委員会として、どういうところを令和3年度は強調  
していきたいのかという、そういう部分を何か色濃く出せるようなものであるといいなと  
私は思っています。

以上です。

指導室長

今のお話のようなことにつきましては、実は指導目標の前文というか、そこで、そのよ  
うな時代だからということは述べさせていただいているところなのですけれども、基本方  
針で最初に掲げた言葉としては精査しなければいけないと思うのですけれども、やはり  
ずっと本区において一番様々な経緯から大事にしてきた自他の生命を重視した人権尊重教

育、もしくは、もっと端的に言えば命を大切にする教育、それを伝統的に中野区は重視してきたということがありますので、どうしてもそれを今までどおり上位に、時代が変わろうとも、この心がというところを、そういう経緯でここを入れさせていただいております。

これまで積み重ねてきた教育の継承という、言葉でそういうふうに思われてしまうところがあるので、少しそこは精査していきたいと思うのですけれども、そういう経緯からここを載せていただいて、むしろ前文などを読むと2のほうが強調されているようなことがあるのですが、言葉等は精査させていただけるかと思います。

小林委員

今、お答えいただいたとおりだと思います。私は、基本方針の中の(1)、(2)のこういう生命のこととか生きる力のことという、これに対して反対とかそういうことではないのですね。ただ、ではこれまでの成果で、そのままでいいかという、もっと新しい時代の中で人権尊重教育はどうあるべきかとか、生きる力を育む指導はどうあるべきかとか、やはり新しいアプローチが必要だと思うのですね。

ですから、そういう点で、やはり根っこは同じなのですから、それを時代の変化とともに、特に今回こういったような非常事態とも言えるような状況の中で、それを逆にチャンスとして何か新しいものをつくっていくのだという、そういう気概をうまく表現できるような、そういう目標にしてもらいたいなという、そういう思いなのです。

渡邊委員

各委員が言われているのは、教育委員会が掲げる今年度の目標ということですから、やはり大切なところであって、そこがないとスタートができないという。そういう意味では、示すべきものに対して、ある程度行間が読めるでしょうというものではなくて、ある程度誰が読んでもわかるような目標、そして、明確にこういうことをやっていこうという目標が示されているといいのかなというふうに言われているのだらうと思います。

どの分野においても何かを行うときには、目標があって、そこにプランを立てて、そして行動をして検証して、新たにまた進むという。このサイクルは、どこの業界であっても、どの商売であっても、また、どんな学問であっても同じことをやっていると思います。

日本の教育ですから、文部科学省の示した指導要領に沿ってやっていくのは当然です。ただ、中野区としてはどういうことをやっていこうか、来年度はこういった状況下になったから何々を充実させて、何々をやっていこうかと、ある程度の優先順位と方法が、プランが立てやすいような形での目標を立てていかないといけないのかなと。

それと一番重要なのは、これだけ議論してつくったその目標を、各先生方がちゃんと読んで、これに従ってやっていただけるかどうか、ここが多分一番大切になるのだろうと思います。各学校、各教員に中野区としてはこういうことをやっていくんだぞということをしっかり指導していただきたい。

とてもすばらしいものができていますので、これを徹底させていただきたいなと思っています。これは要望です。

入野教育長

ご意見がございましたように、これまで積み重ねてきた教育という部分について、恐らく継承というよりも、その価値の発展のほうにウエイトを置いて今回述べたかったのだと思いますけれども、その新しいアプローチが、今の文章ではちょっと読みにくいということ。それから、ICT機器を活用した学習ということについては慎重に表現をしていきたいと思います。

伊藤委員からお話があったところを指導室のほうも目指してつくったようでございますので、それについても表現がそのようになるように直していければと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の4番目「学校給食における事故について」の報告をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、「学校給食における事故について」ご報告をいたします。

まず1番「事故の概要」でございます。中野区内の小学校が提供した給食をお昼に食べた105名の児童等が令和2年10月12日から22日にかけて発熱、腹痛、下痢などの症状で欠席をいたしました。症状は比較的軽症であり、入院患者、重症患者はおりません。10月22日に中野区保健所が、中野区内の医師より通報を受け、当該小学校に対し施設調査及び患者検査の実施を開始いたしました。

10月26日に患者検査の結果、10人の検便検査から8人にカンピロバクターが検出されました。さらに大半の患者は発熱、下痢、腹痛を主とする症状であり、発症日が一峰性を示していること、また、発症の原因となり得る共通食品は当該小学校が提供した給食以外にないということから、中野区保健所は、当該小学校が提供した給食が原因の食中毒であると断定をいたしました。



原因食品は当該小学校が調理提供した食品で、原因物質はカンピロバクターです。区は10月29日から11月4日まで7日間の食事の供給停止の行政処分を行ったところでございます。

2「食品衛生法違反の内容」、それから、3「不利益処分等の内容」は記載のとおりでございます。

4「保護者への説明」でございます。10月22日及び10月26日に学校から保護者へ通知を出しました。子どもたちの状況については学級担任から保護者へ電話にて聞き取りを継続して行っているところでございます。また、11月4日に保護者説明会を実施いたしました。そのときの内容は(1)「食中毒として探知・断定されるまでの経緯」、(2)「学校及び教育委員会の対応について」、(3)「今後の対応について」でございます。

5「給食再開に向けた対応について」でございます。該当の小学校の給食再開は、令和2年11月5日でございます。

それから、児童への対応でございますが、各担任から給食が安全である旨の説明をしていただくとともに、不安のある児童には担任、または養護教諭が丁寧に話を聞き、その後必要に応じてスクールカウンセラーや心の教室相談員が対応いたします。

(3)「給食調理への対応」でございます。給食を提供しなかった期間を活用しまして、保健所と調理事業者が食材の搬入から調理工程、配膳、消毒の手順などを確認いたしました。また、給食のメニューにつきまして、保健所が指導内容等に基づき点検をしまして、栄養士はその点検内容を踏まえてメニューの見直しを一部行いました。

(4)「再発防止に向けて」でございます。①学校、保護者、教育委員会、保健所、学校医が連携して今回の原因・対応について検証し、課題となるところは早急に改善をします。②教育委員会は、全校における食中毒の防止、早期発見、再発防止策等の再点検を開始いたします。③学校及び教育委員会は、児童・生徒の健康状態等の情報を集約し、保健所と連携して早期の対応ができるようにするため、「学校等欠席者・感染症情報システム」を活用しまして、情報共有を徹底していきます。④保護者に万が一原因がわからず急に体調不良となった場合は、できるだけ具体的に症状を学校へ報告することと、医師の診察を受けた場合は、その際、医師から言われた内容についても報告していただくことを依頼いたします。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご発言がございましたら、お願いいたします。

#### 渡邊委員

まだ原因をはっきり断定したのか申し上げにくいと思うのですが、学校給食を提供したことが原因ということであれば、非常に教育委員会としては重く捉えないといけない。学校の安心安全ということが一番に掲げているところでありまして、そこが学校の給食、食べ物が安全でないなんていう話になったら、それはもう根底から覆ることになります。

これは重症が出なかったからいいやとかという問題ではないのかなという気がします。そして、では誰が悪いのかという犯人探しをするのかというと、これも間違っていると思うのです。今回の教育目標にもあったように、人権を守るとか、誰が悪いとかという人の問題とか、どこが悪いとかという問題ではなくて、起こった感染症に対してどういうふうに対応するかということの問題が一番重要であって、誰が悪いとかという問題ではないのかなと。

今、言われたように、いろいろと点検をやり直すとか、いろいろなことを言われたのですが、これは、保護者の立場で「今までやっていなかったのですか」と言われたら、「今までやっていました」と。「やっていたのだけれども駄目だったのでしょう」という話になれば、やはりその部分について明確に抜けていた部分があったのではないかと、今までのやり方に問題があったのではないかと。もう少し力を置くべきことがあったのではないかと。ということがあれば、各学校に対して、そこを周知徹底しないと、改善を徹底しないと、また事故は起こりますよということになり、そのあたりが重要になってくる。

例えば給食室の設備に感染が入り込みやすい構造があったとか、換気扇の位置だとか水道の位置とか、そういうことも意外にあるものだと思います。

蛇口など手で触るような機会の多いものが手前にあるとか手前にないとか、そういった調査も大切です、これは説明するというより、改善することのほうが大切だと思います。あらゆるところに手を入れて、私たちは子どもたちの安全のために最善を尽くすという姿勢を示さなければ、言葉ではなくてそういったものを示さないと、この事故については終わったとは言えないのかなと思います。

次の事故が起きないように、あらゆるところで周知徹底と改善をしていただきたいと思いますので、これで終わったではなくて、何事もなかったではなくて、しっかりとやっていただきたいと思います。

これが今回はカンピロバクターだからとりあえず重症はそんなに出なかったのですけれども、ほかのもっと強い菌が入り込んだとなれば大変なことになりますので、そういった意味でもしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤委員

本当に大きな事故だと思っております、平常時よりも新型コロナウイルスの件で健康ということにもすごく気を遣っているお子さんやご家庭が多かったと思いますので、その中で発熱、腹痛、下痢、軽症といえども、とてもおつらい思いをなさったのではないかなと思うので、本当に心から申し訳ないというか、悲しい事故だったなと思っております。

やはり学校の基本は、重複しますけれども、安全安心だと思いますので、メンタルヘルスの部分だけではなく、本当に体の部分でも安心安全ということが第一ですので、ぜひ今後の改善ということを考えていただきたいなと思います。

私は医学的なことはわからないのですが、情報の流れというのは、誰がどう情報を受け取ってどう判断するかということだと思っておりますけれども、情報がしっかりと共有されて、それぞれの立場の方がそれぞれの役割をきちんと果たしていただけるような、もう一度そういった仕組みの確認と、必要でしたら改善いただいて、区の全学校に周知するということを、時間がかかるかもしれませんが、でも、早急に丁寧に行っていないといけないなということをお思います。

あとは、不安が残ってしまうお子さんもおられるかもしれないということをお思っています、スクールカウンセラー、心の教室相談員が対応するということですので、よかったなと思っておりますけれども、子どもたちが不安感を持たずに学校生活を送れるように、いろいろと配慮をお願いできればと思います。

以上です。

小林委員

私も今、お2人の委員のお話のとおり、非常に重く、当然ですけれども受けとめております。いわゆる入院患者や重症患者はいないというものの、今後において、言ってみれば心配な状況を予想し、それを未然に防ぐための動きをしなければいけないと思うのです。

先ほど、渡邊委員からあった犯人探しではなくということは、私もそのとおりだと思います。ただ、その原因を場合によってつくってしまったとか、また怠ってしまった、そういう人を責めるということではなくて、やはり何がどうだったかということをしてできる限り明らかにするために検証し、突きとめていかなければいけないかなとは思っておりますね。

幾つかお尋ねしたいのですが、まず、この学校の栄養士の配置状況というのはどうなっているのでしょうか。

学校教育課長

栄養士は1人配置をしております。

小林委員

それは、都費の栄養士でしょうか。

学校教育課長

都費の栄養士でございます。

小林委員

この業者ですけれども、これはこの学校以外にも入っている業者ですか。中野区との関係というか、それはどんな状況なのでしょうか。

学校教育課長

現在、ほかの学校にも入っております、全部で5校に入っております。

小林委員

先ほどの説明ですと、給食が原因であるということはほぼ特定されているのですが、食材に関しては特定されているのでしょうか。

学校教育課長

学校のほうでは、2週間分全部使った材料と、それから実際につくったもの、これを全て冷凍で保管をしております、保健所は全部それを持ち帰って検収をしております。検収した結果、食材のほうからはカンピロバクターが出ています。これは、一般でも鶏肉にはカンピロバクターがいるということで、そういったものは、検出はされております。ただ、実際につくったもの、つくった給食のほうからは出ておりません。ですので、この日のこれを食べたからという特定はなかなか難しいところでございます。

小林委員

当然、給食のメニューというのでしょうか、ほかの学校と共通しているような部分があると思うのですが、ほかで起きなくてここで起きたということは、どこに原因があるのかということは、例えば、それは調理の仕方だとか、それから機材の不備だとか。例えば、オーブンというのですか、そういうものが十分作動していないとか、様々考えられると思うのですが、そういうところもしっかりと検証して、先ほど伊藤委員も言われた、それぞれの立場でそれぞれの責任を果たすということなのですが、栄養士がどういう働きをして

いて、業者がどうなのかとか、それから、管理職はどういう動きをしていたのかとか、担任はどうだったかとか、養護教諭ですよね。その保健日誌を見て、それにどう動いたのかとか、それから、学校医との連携とか、学校医の先生のご判断とか、様々誰がいいとか悪いではなくて、今後に生かせることがいっぱいあると思うのですね。それを中野区内の全部の学校に共有しなければいけないかなと思うのです。

でないと、先ほど渡邊委員がおっしゃったように、これはこれで終わるのではなくて、場合によってはもっと重大な事故を引き起こす可能性がある。ですから、その状況を、いろいろ今、ご説明いただいて、それなりに対応していただいているのは十分わかっておりますし、それはそれで感謝をしていますけれども、あえて厳しく言うならば、そういった検証を突き詰めて、もう少し学校と共有していくと。

それから、今のお話だと調理の仕方なのかどうなのか、業者がどうなのかとか、そういう部分もしっかりと見極めていかなければいけないと思いますので、ぜひ。これはまだもちろん終わってはいないので、そういう、それこそ対策委員会ぐらいを設けて、検証委員会をつくって、そして今後を生かしていくような、そういう動きをぜひ今後も継続していただければと思います。

一応、要望ということでよろしく申し上げます。

入野教育長

児童の皆様と保護者の皆様には、本当に心身ともにつらい状況ですとか、ご不安ですとか、ご迷惑をおかけしたなということで重く受けとめております。11月4日の説明会にも、私も出席いたしまして、お詫びを申し上げてまいりました。

こういうことは二度とあってはいけないということを念頭に置きながら、これからも安全を最優先にしたおいしい給食を提供できるように、今回のことについてはしっかりと検証し、これについては全校こういう間でも給食を行っておりますし、区には学校以外にも給食を提供している施設もございますので、そちらとも情報共有をしてもう一度点検、それから新たな取組に、改善につなげてまいりたいと思います。ご意見、ありがとうございます。

それでは、本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告5番目「修学旅行の代替事業について」の報告をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、修学旅行の代替事業につきまして、ご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、修学旅行につきましては8月に中止を決定したところでございますが、修学旅行の代替事業を下記のとおり実施をしたいと考えております。

1 「内容」でございます。修学旅行で生徒が見学、体験する予定だった歴史的建造物や京都、奈良の町並みをVR（バーチャルリアリティ）を使用しまして疑似体験をすることや、伝統文化等をリモートで体験をします。

2 「具体例」です。

(1)「基本となるプラン」。まず、このVR（バーチャルリアリティ）を使用した旅行の疑似体験または、オンラインによる旅行先の寺院の境内案内及び法話などのリモートの実施。

(2)「文化体験等」でございますが、オンラインでの講師指導による友禅染や漆器加飾等の伝統工芸体験。それから、オンラインでの舞妓、狂言、能などの伝統文化の鑑賞及び交流でございます。

(3)「実施方法」ですが、各学校が民間事業者に、期日、実施プラン等を依頼し、学校の授業時間内で体験をいたします。事業実施にかかった費用は教育委員会が上限額を決めて経費の一部を補助したいと考えております。

(4)「実施の時期」でございますが、令和2年12月から令和3年3月。

(5)「その他」としまして、本事業につきましては、令和2年第4回定例会で補正予算を提案する予定でございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご意見がございましたら、お願いをいたします。

伊藤委員

いろいろなことがある中、お考えいただきましてありがとうございます。子どもたちも楽しみにして、学校によってはかなり準備をしていたと思いますので、そうした準備にそれが活かされるようなものができるとういと思っております。

特に、主体的で対話的で深い学びということを踏まえて、単に受動的に、テレビ番組とか、今、オンラインというかVR的なものはたくさんあるので、そういうものと同じにならないように、疑似体験を本当に主体的に、対話的にできるような、また、オンラインによる法話とか境内案内も双方向的にできるようになどの工夫をぜひ、各学校で子どもたち

主体にというか、子どもたちの準備の延長としてできるとよいのではないかなと思っておりまして、そのような方向づけというか、そのようなプランニングへのご示唆も各学校にさせていただけるとよいかなと思いました。

以上です。

渡邊委員

こういった新型コロナウイルス感染拡大の状況下、いろいろとご苦勞していただきまして、ありがとうございます。

一つ、私の要望としては、修学旅行は、先程の儀式的行事とは違うとは思いますが、これは教育の中の学校の行事ですから、ある程度教育目標というものがしっかりしていると思います。どういう形でも代替事業でありますから、修学旅行の目的は幾つもあるはずであって、その中のこういった目的を、目標を達成するためにこういうことを行うというような形で、明確に示していただく必要があるのかなと。

宿泊ということはできなくても、この修学旅行が持つ教育的意味の、ここの部分を達成するためにこういった方法を用いて実施していきたいというようなことを、教育委員会も予算をかけるのは文句はないのですが、予算をかける以上は、やはり教育のためにしっかりと使われたということが明確になるようなプランを各学校で立てていただくことが条件になるのかなと思っておりますし、ぜひやっていただきたいと思っております。

それと、この時期で各学校がいろいろと忙しい中、各学校の反応はどうなのかなというのは知りたいところなのですが、こういうのにお金を出すからやりなさいと言われても、時間的にできる学校とできない学校、そういうのができると、一つ心配なのは、区立学校なので、ある程度標準化ということを考えなくてはいけなくて、できる学校とできない学校があるというのも困るのかなということが、私としては考えなければいけないことなのかなと。

やっていただくことはぜひやっていただきたいし、その学習目標は明確にしていきたいというところなのですが、学校のいろいろな状況下において、学校の反応というのはどうなのかなと。本当にやれそうかどうか。まだわからなかったらば、慎重にそのあたりも配慮してもらってから、動かしていただきたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

学校教育課長

修学旅行のかわりになる授業として、こういったことをやっていくのかということにつ

きましては、中学校の校長先生と協議を重ねてきたところです。その中で、事務局としましては、様々提案をさせていただきまして、例えば1泊2日で軽井沢であったり、近隣のキャンプであったり、他の区でも行っておりますように、どこかの、例えばですけれども、ディズニーランドのようなそういった施設に行くであるとか、そういった様々ご提案をさせてもらいながら協議をしていく中で、やはり京都と奈良についてこれまで勉強を深めてきたこと、そのことをバーチャルでもって体験できるのはすばらしいのではないかとというようなご意見はいただいているところです。

それから、もし、授業をやるときの1泊2日でとかということになりますと、なかなか日程的に厳しいということは各学校の先生からは言われているところです。また、本当にそういったことをやった場合に、日程としては、3月の受験の結果が出た後に実施すると、なかなか軽井沢ですと全校が実施するのは日程的には厳しいかなといったところ。そういったことを様々ご意見などいただきながら、今、バーチャルというものであれば、実施することは可能ではないかということ。それから、体験ということが入っておりますので、体験というのは漆で何か模様を描いたり、友禅染であるとか、そういったことを実際に体験することで非常にいい経験ができるのではないかとのご意見をいただいているところです。

#### 渡邊委員

ありがとうございます。各学校からもぜひちゃんとやっていけるというご意見をいただいたと捉えたいと思います。

#### 小林委員

本当にこれまでにない状況なので、担当の方々も学校と調整していただいて、こういった案をつくっていただいて、大変ご苦労が多かったと思います。これはこれで一つの案として大事ではないかなと思います。

実は、私は説明を聞きながらここでお話をしなければいけないかなと思ったのは、まさに渡邊委員に前半におっしゃっていただいたことと全く同じです。修学旅行には狙いがあるわけですので、その狙い、例えば日本の文化、伝統に関わることだとか、集団生活だとか、そういった幾つかの狙いに対応して、この狙いはこれだよと。場合によっては一つのもので全部代替できるということは難しいと思うのです。そうしたときに、修学旅行という幾つかある狙いの、この部分はここでやりましょう、この部分ではここでやりましょうという、そういう形で、各学校そうやって精査して検討していただいているとは思うの



ですけれども、そういう見方をしていく必要があるのかなと思いました。

今、これは中学校ということなのですが、では、小学校の移動教室だとか、例えば区がその予算を執行しているもので音楽鑑賞教室なんていうものがあるわけですね。これは結構な予算額を使っているわけですが、こういったものは結局支出していない状況だと思えるのです。それにかわる何か代替のものは、これは教育委員会がある程度考えてもいようなことだと思います。もう既にこういう時期ですから遅いかもかもしれませんが、これは前にもお話をしたかもしれませんが、例えば他区では、そうやっていつも来ている楽団と連携して、小編成で弦楽四重奏とか、そういうものを各学校に巡回してミニコンサートを開いて、そして、その音楽鑑賞教室にかえるとか、そういったようなことをしたりもしています。

ですから、修学旅行の場合には、経費そのものは受益者負担というものなのですから、区が参加しているものに関して、教育委員会として、代替でできるもの、かつ学校の教育課程に影響がなければ、少し検討していくものもあっていいのかなとは思っています。

以上です。

入野教育長

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

教育委員会事務局次長

誤解が生じる部分があるので、報告いたします。

3番の「実施方法」の第2段落目で、事業実施にかかった費用は教育委員会が上限額を決めて経費の一部を補助すると表現してございますが、上限額であれば全額教育委員会のほうで負担していくということです。

2番目のところで、「具体例」の(2)で「文化体験等」というところで例示させていただいてございますが、いろいろなコースがあります。基本料金プラスいろいろなコースの選択によって金額が定まるということございまして、そのコースによっては上限額を超えるような場合も想定できると。ただ、その場合について学校側で負担をするから実施したいといった場合については、上限額を定めてその範囲でという意味でございますので、誤解のないようよろしくお願いします。

一部訂正で資料を差替えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

小林委員

恐らく学校はいろいろなことを今までやってきていますので、様々なアイデアがあると思います。例えば、こういったもので清水焼の絵つけを学校でやって、それを送って、焼いてもらって、送ってもらうとか、いろいろなことがあると思いますので、ぜひ学校のそういった、支障のない範囲で支援していただければありがたいなと思います。

伊藤委員

今、小林委員も言われましたけれども、オンライン、今回すごく活用されていますが、オンラインだからできることというのもあると思うので、ぜひそういった、ただプランに乗るということだけではなくて、オンラインを使ったからこういうことができ、普通に行くよりもここはいい体験だったねということ子どもたちも実感できるようなプランが各学校でできるといいなと思っております。

以上です。

入野教育長

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

最後に、事務局から次回開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回開催につきましては、地域での教育委員会といたしまして、11月13日金曜日の10時から、中野中学校におきまして、「ICT教育について」をテーマとして開催する予定でございます。

入野教育長

以上でございます。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして教育委員会第30回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前11時12分閉会